

平成29年度

早川町職員（保育士）採用試験案内

早川町役場 総務課 庶務防災担当

〒409-2732 山梨県南巨摩郡早川町高住758

TEL 0556-45-2511 FAX 0556-20-5000

○受付期間 平成29年12月1日（金）～12月20日（水）

○第1次試験 平成30年1月28日（日）

早川町職員（保育士）採用試験を次のとおり行います。

1 試験職種、受験資格等

職 種	受 験 資 格	採 用 予 定 者 数
保育士	昭和57年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者で、保育士免許を有する者又は平成30年3月までに免許を取得する見込みの者	1名

次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 成年被後見人及び被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
第1次試験	平成30年 1月28日(日) 受付開始時間 午後0時30分 試験開始時間 午後1時00分	早川町役場 2階会議室
第2次試験	平成30年2月下旬	同 上

3 試験の方法

(1) 第1次試験

試験科目	方 法	内 容
専門試験	択一式 90分	保育士として必要な専門知識、技能等についての試験を行います。
事務適性検査	10分	職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面から検査を行います。
一般性格診断検査	20分	職務及び職場への適応性を一般的な性格面から検査を行います。

(2) 第2次試験

試験科目	方 法	内 容
論述試験	記述式 90分	主として文章による表現力等について試験を行います。
口述試験	個別面接 20分程度	人物について、面接による試験を行います。

4 受付期間及び手続

(1) 持参又は郵送での申込み

ア 受付期間

平成29年12月1日(金)～12月20日(水)(土・日・祝日を除きます。)

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。

郵送の場合は、12月20日(水)までの消印のあるものに限って受付けます。

イ 申込書の請求

申込書は、役場総務課庶務防災担当に請求してください。

ウ 試験申込

- ・申込書は、役場総務課庶務防災担当へ提出してください。
- ・郵送の場合は、封筒の表に「早川町保育士受験」と朱書きし、書留郵便にして役場総務課庶務防災担当あてに送付してください。なお、受験票にあて先を明記し、62円切手をはってください。
- ・申込みの際、受験票に写真をはらないでください。

エ 受験票の交付等

- ・受験票は、試験申込書を直接持参の場合は窓口にて交付し、郵送の場合は受付締切後12月25日頃までに到着するように郵送します。もし、それまでに受験票が到着しない場合は、役場総務課庶務防災担当へお問い合わせください。
- ・受験票を受け取りましたら、申込前6箇月以内に撮影した写真（タテ6cm、ヨコ5cm、上半身、脱帽、正面向きのもの）を受験票にはり、試験当日必ず持参してください。

5 合格者の発表

- (1) 第1次試験合格者は、早川町の掲示板に掲示及び早川町ホームページに掲載するとともに、第1次試験合格者本人に通知します。発表期日は平成30年2月中旬の予定です。
- (2) 最終試験合格者は、早川町の掲示板に掲示するとともに、最終合格者本人に通知します。発表期日は3月中旬の予定です。

6 合格から採用まで

合格者は、町の採用候補者名簿に登載され、町長において採用が決定されます。ただし、合格したからといって必ずしも採用されるとは限りません。

また、所定の期日までに保健師免許を取得できない場合は、採用の資格を失います。

なお、採用は平成30年4月1日の予定で、採用候補者名簿の有効期限は、原則として1年です。

7 注意事項

- (1) 試験当日、受付時間に遅れた者は受験できません。ただし、公共交通機関の不通、遅れなどやむを得ない事由がある場合には、遅延証明書の提出など事実を確認した上で受験を認める場合があります。
- (2) 試験当日、受験票には必ず写真をはって持参してください。写真のない場合は受験できません。
- (3) 試験当日は、受験票（写真を貼付したもの）、筆記用具（鉛筆（HB4～5本）、消しゴム）を必ず持参してください。（筆記用具は、解答を機械で読み取りますので、先の

細いものやボールペンなど書き直しのできないものは不可。また、消しゴムも砂消しなど紙を破損するおそれのあるものは不可。）

(4) 携帯電話等については、試験中の使用（時計代わりの使用も含む。）は認めません。

8 その他

試験に関して緊急のお知らせがある場合には、早川町ホームページでお知らせしますので、必ずご確認ください。(<http://www.town.hayakawa.yamanashi.jp/>)